

居住制限区域（富岡町）からペットと共に避難した申立人ら（夫婦と成人の子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難先の親戚宅が手狭であったことから申立人夫のみ平成23年5月に引っ越したことにより申立人夫と申立人妻子との別離が生じたこと、同年7月に申立人妻が引っ越して申立人夫と同居を再開したことにより申立人夫婦の別離は解消したが、引っ越し先に家族で居住可能なペット可の物件が見つからず、やむを得ず申立人子のみ単身用のペット可の物件に引っ越したことにより引き続き申立人夫婦と申立人子との別離が生じたことを考慮し、平成23年5月分から平成28年3月分まで世帯全体として月額3万円が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないこととする。

記

ア 損害項目 別紙記載のとおり

イ 期間 別紙記載のとおり

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間に対する和解金として、金177万0000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年8月20日

（仲介委員 永山 在浩）

和解契約書別紙

令和〇年(東)第〇号

損害項目	期間	和解金額	本賠償既払い金	既払い金控除後金額 (支払金額)
X1(家族の代表者として)				
精神的損害 (夫婦別離及び 親子別離)	平成23年5月8日 ~ 平成28年3月末日	1,770,000	0	1,770,000
合計		1,770,000	0	1,770,000